

令和6年度厚生労働省委託「外国人労働者における労働災害防止対策推進のための広報事業」

外国人労働者の 安全衛生管理について

公益社団法人 東京労働基準協会連合会

一部割愛

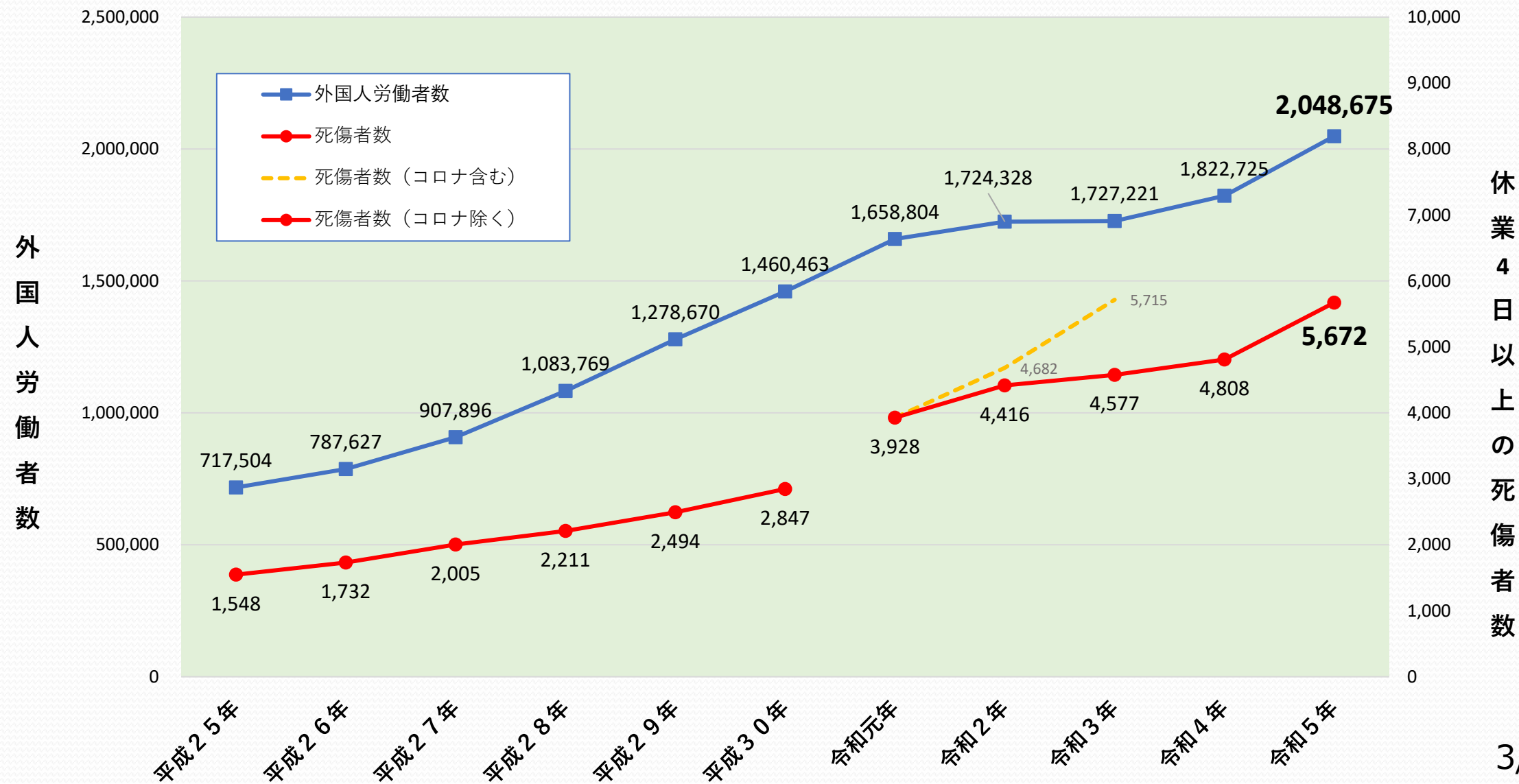


プログラム

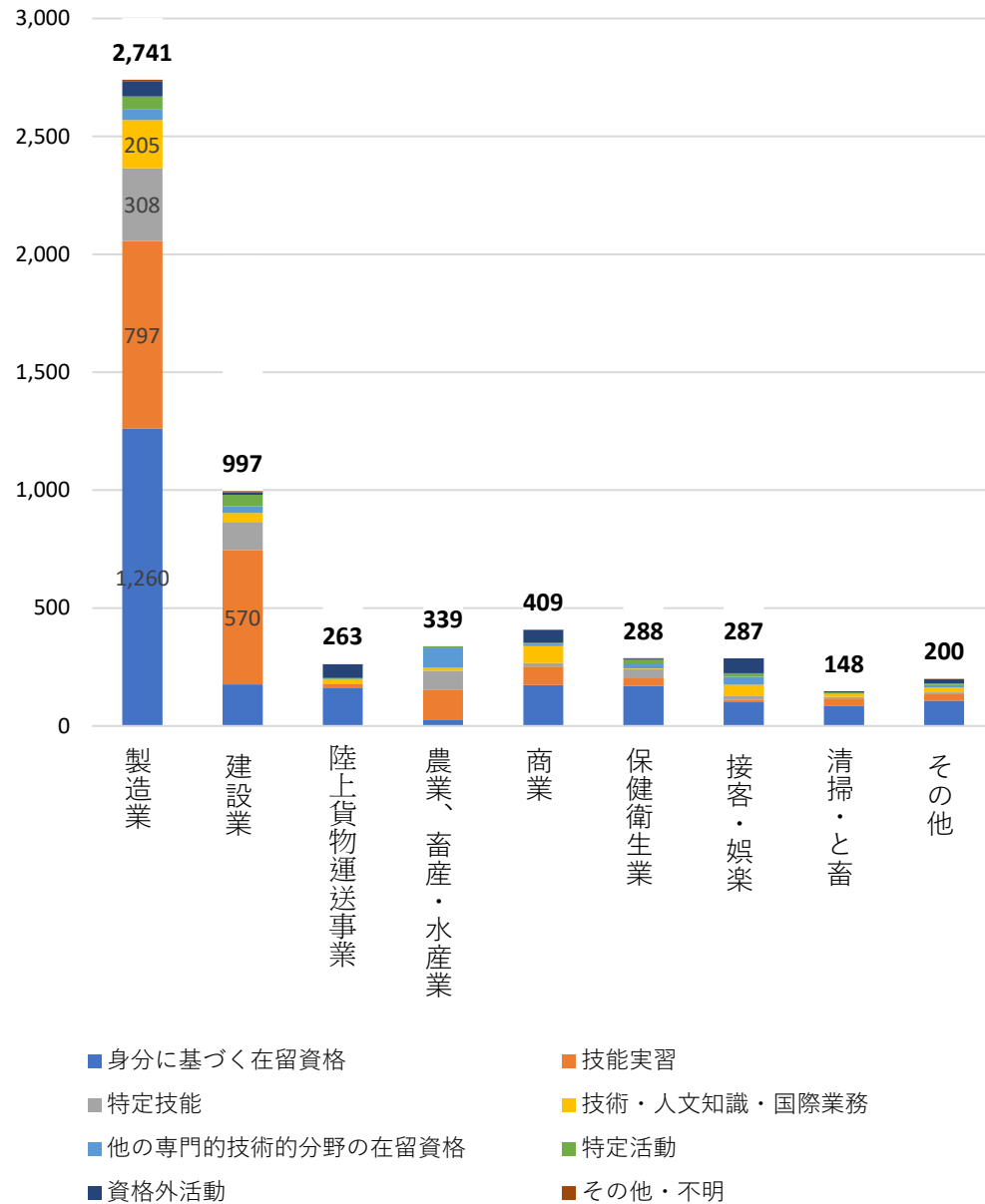
1. 労働災害の現状と外国人労働者に係る労働災害に見られる特徴
2. 外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項
3. 外国人労働者に係る災害事例
4. 日常の安全衛生活動
～安全衛生活動（KYT、5S）等に参加させるときの留意点～
5. 健康管理の注意点
6. 視覚的な表現方法による「安全表示」
7. 参考情報

1.労働災害の現状と外国人労働者に係る労働災害見られる特徴

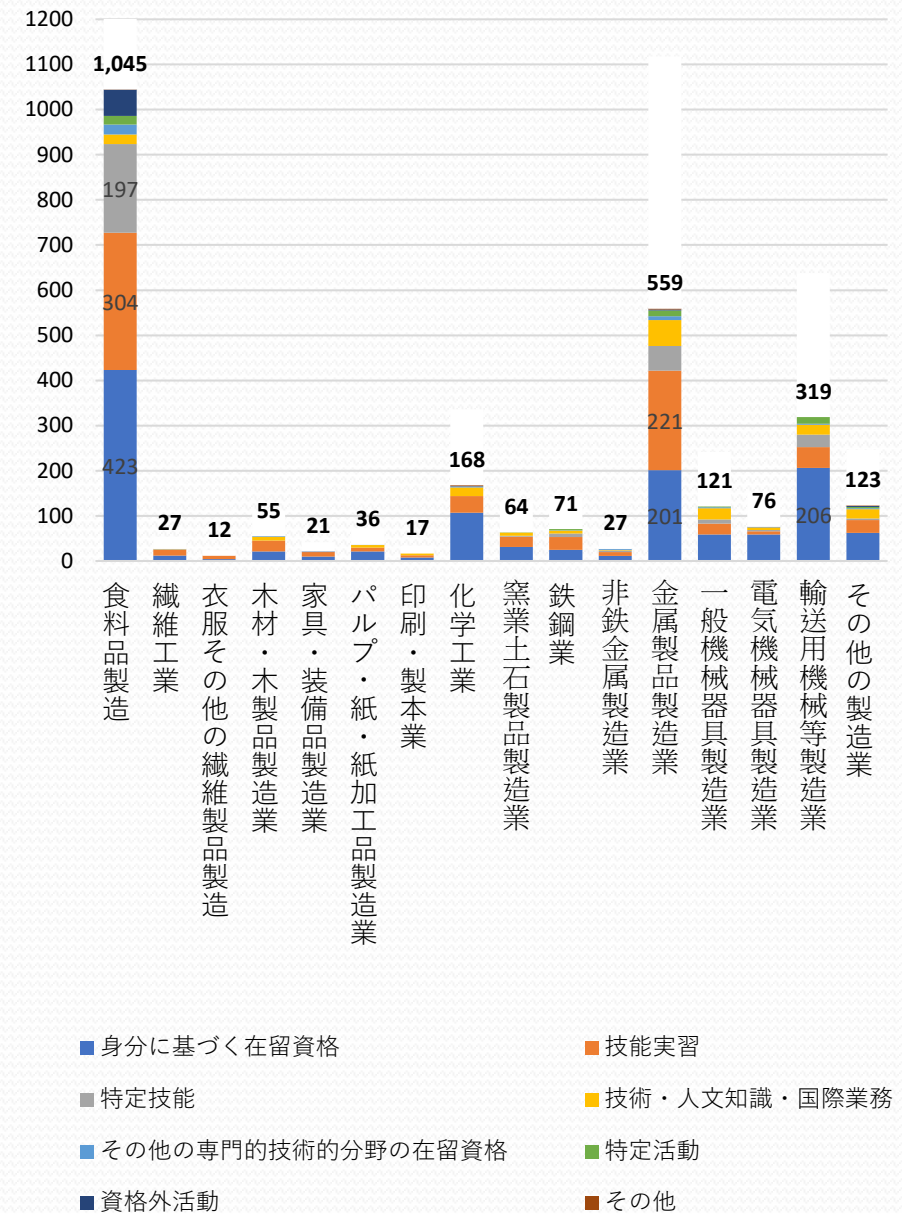
外国人労働者数及び休業4日以上死傷者数の推移



業種・在留資格別死傷災害発生状況（令和5年）



製造業における在留資格別死傷災害発生状況（令和5年）



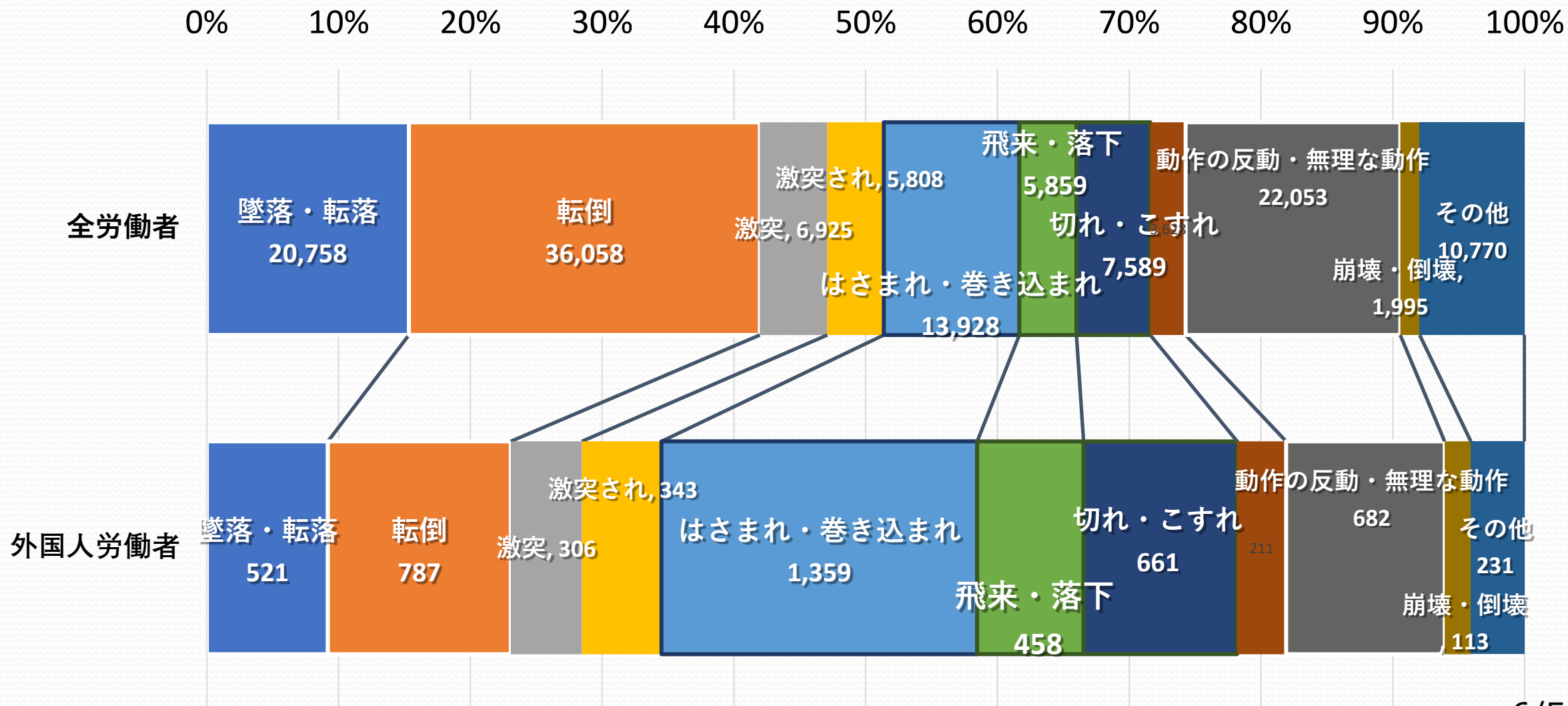
業種別・在留資格別年千人率※(令和5年)

		全産業計	製造業	建設業	商業	保健 衛生業	接客 娯楽業
全労働者(外国人労働者を含む)		2.36	2.71	4.37	2.18	2.18	2.80
外国人労働者	専門的・技術的分野の在留資格	2.11	3.92	6.89	1.22	2.13	1.94
	うち技術・人文知識・国際業務	1.17	2.95	2.88	1.17	1.06	1.88
	特定活動	2.25	3.72	6.27	0.79	1.43	1.33
	技能実習	4.10	4.00	6.42	2.28	2.07	1.85
	資格外活動	0.81	2.17	13.03	0.79	0.67	0.56
	身分に基づく在留資格	3.67	7.58	8.51	2.34	6.30	1.89
	計	2.77	4.96	6.88	1.55	3.17	1.19

※年千人率……労働者 1,000 人当たり 1 年間に発生する死傷者数

資料出所:厚生労働省「外国人雇用状況」(令和5年10月末現在)、「令和5年労働災害発生状況」

事故の型別死傷災害発生状況（令和5年、全産業）



災害発生状況のまとめ

- 外国人労働者の労働災害は、就労者の増加を上回って増加しています。
- 事故の型別にみると、「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」災害が多いという特徴があります。
- 「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」災害は、経験年数の浅い労働者に多く発生しています。
- 経験が浅い点に着目すると、来日して間のない「技能実習生」や派遣での就労が多い、あるいは転職の多い「定住者」は経験が浅い例が多く、特に注意が必要です。
- 経験の不足を補う方法としては「安全衛生教育」を徹底する必要があります。
- 一方、在留資格別に日本語能力（話す・聞く）に着目すると、労働災害に被災する割合（年千人率）とに関連することが疑われます。

このようなことを念頭に、続いて安全衛生教育について検討してみましょう。

2.外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項

安全衛生教育の実施方法（手法・教材での使用言語の選択について）

	メリット	デメリット	参考事項
① 日本語による教育	・教える側が教育内容を理解できている ・日本語の習得により、職域以外の場面でも活用できる	・理解度がどの程度か判定することが困難	在留資格の更新時に日本語能力の検定あり 育成就労⇒特定技能
② 母語による教育	・受講者の理解が容易 ・公開されている教材が増加している	・教える側が教育内容を確認することが困難（誤った内容が教えられる可能性あり） ・自社に必要な教材が得られない場合がある	母語を基礎とする集団が形成されやすく、日本人とのコミュニケーションが疎遠になりやすい
③ 非言語による教育	・「言葉の壁」を生じない	・公開されている教材が少ない ・コミュニケーションがない	

- 汎用の教育教材は数多く示されていますが、自社の作業に即した教育が必要です

汎用教材（多言語）の例

厚生労働省ホームページ

外国人労働者の安全衛生対策について

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>)

中央労働災害防止協会ホームページ

外国語安全衛生テキスト

(https://www.jisha.or.jp/international/ftext/ftext_j.html)



☆ マンガでわかる働く人の安全と健康（教育用教材）

厚生労働省では、働く人の安全と健康について、初めて学ぶ方向けに視聴覚教材（漫画教材）を作成しています。

外国人労働者等に対して適切な安全衛生教育が実施されるよう、14言語（一部11言語）（日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語（フィリピン）、クメール語（カンボジア）、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語、モンゴル語（、スペイン語、ポルトガル語、韓国語））に対応した業種・作業・危険有害要因（17種類）と業種共通（1種類）の教材を用意していますので、事業場における安全衛生教育に、ぜひご活用ください。

共通教材、介護業、ビルクリーニング業、製造業（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業）、自動車整備業、航空業、宿泊業、飲食料品製造業、外食業、陸上貨物運送事業、フォークリフト、クレーン・玉掛け作業、小売業、食品加工業、溶接業、鋳造業、化学物質取扱い（基礎）、化学物質取扱い（管理）、製材業、生コンクリート製造業、鉄工作業、倉庫業、塗装、めっき、交通労働災害、人や重量物の運搬作業



日本語による安全衛生教育の実施に当たって ～『やさしい日本語』の活用～

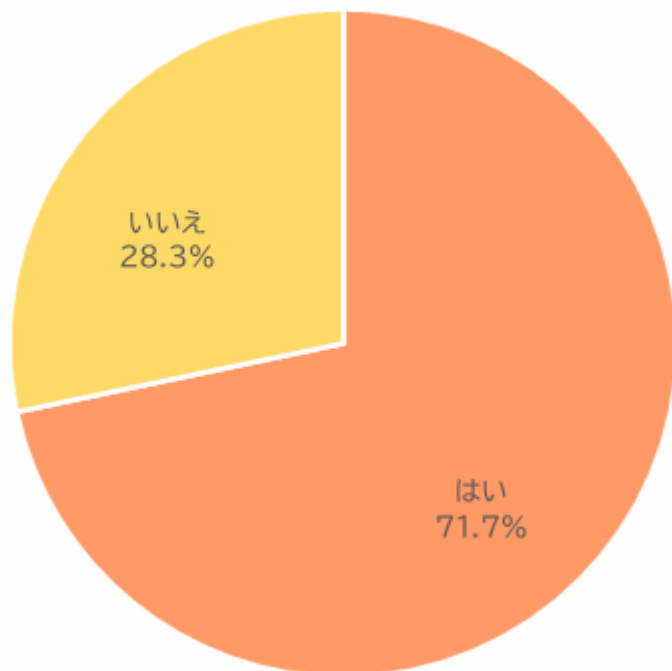
外国人住民から見たやさしい日本語のニーズに関する調査（一般財団法人東京都つながり創生財団）

◆調査期間：2022年2月から3月

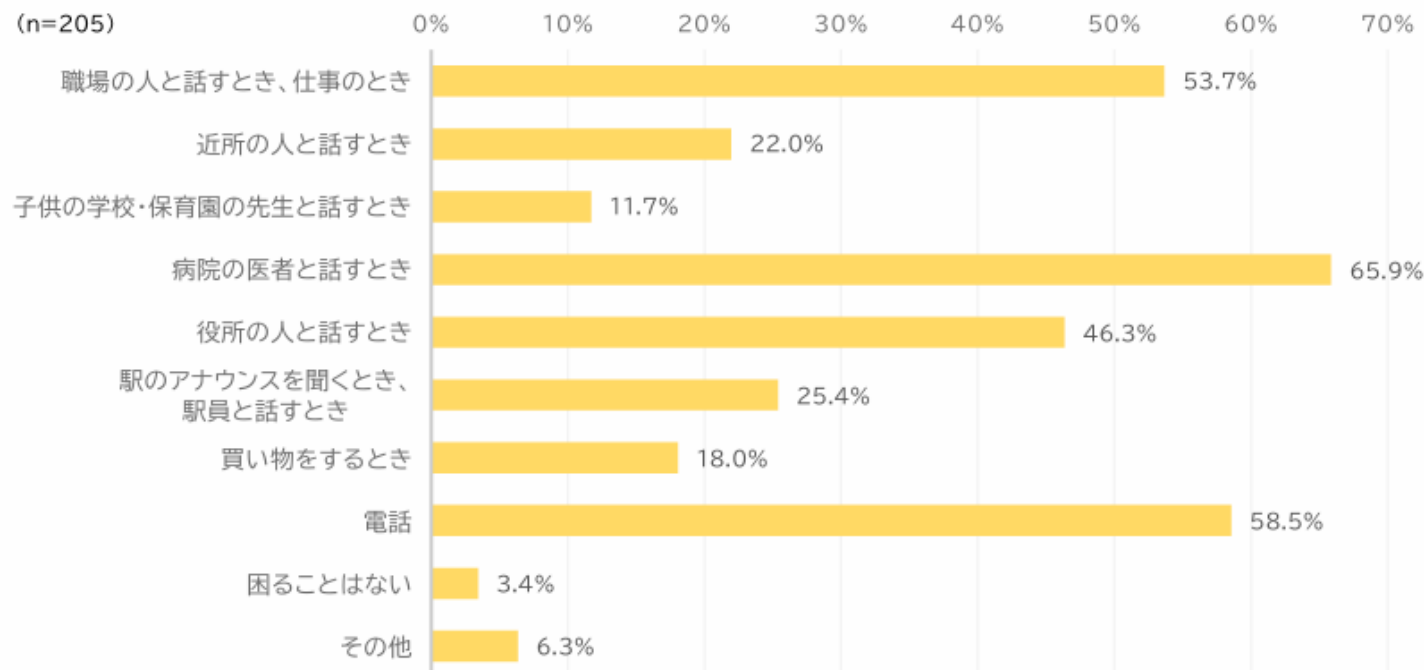
◆調査対象：一都三県在住・在勤・在学外国人205名（全44か国・地域）

https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/info/files/02reports_communication.pdf

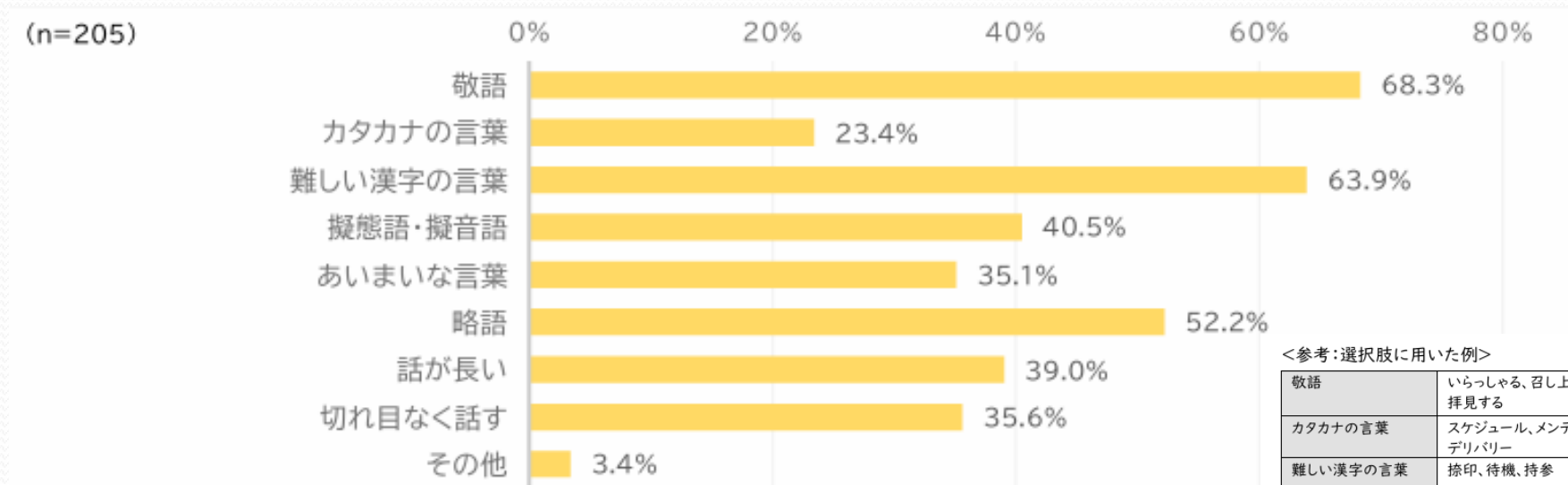
Q1 日本人が話す日本語は難しいですか。



Q2 どんなときに日本人の話す日本語がわからなくて困りますか。（複数回答可）



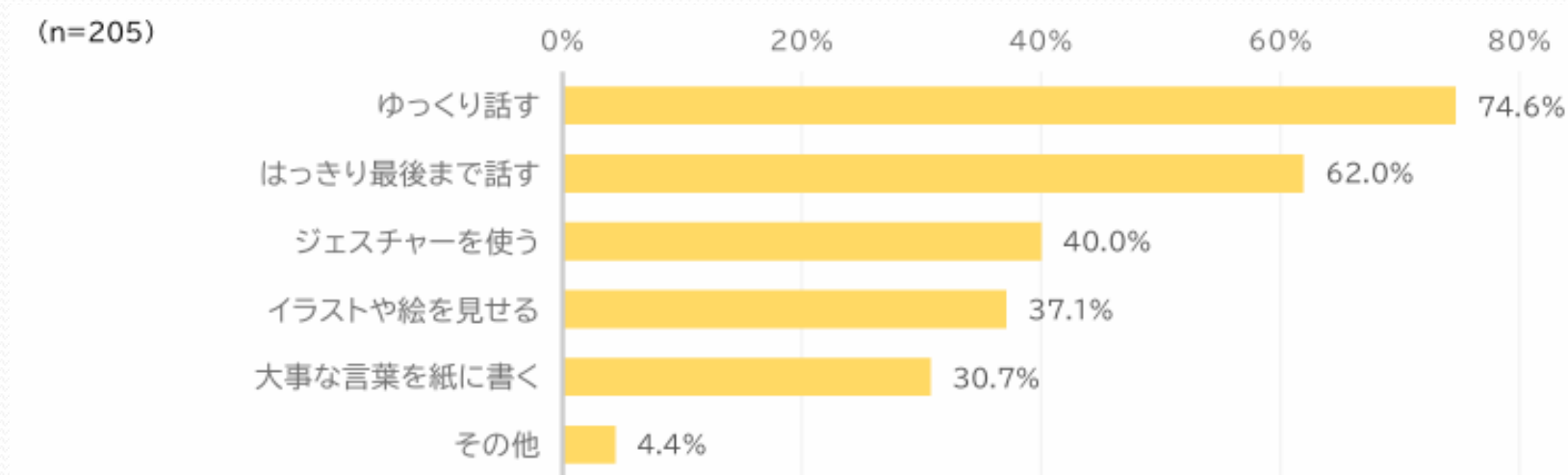
Q3 日本語を聞くと、どのような言葉が難しいですか。（複数回答可）



<参考：選択肢に用いた例>

敬語	いらっしゃる、召し上がる、 拝見する	擬態語・擬音語	きらきら、チクチク、パタパタ
カタカナの言葉	スケジュール、メンテナンス、 デリバリー	あいまいな言葉	おそらく、おそらくあります
難しい漢字の言葉	捺印、待機、持参	略語	健康診断→健診 時間短縮→時短

Q4 日本語を聞くと、相手がどのように話すとわかりやすいですか。（複数回答可）



「やさしい日本語」のポイント

POINT ① 話し出す前に内容を整理する

⇒全体像を最初に示しましょう
「結論を先に話す」ように心がけると、話が分かりやすくなります

POINT ② 一文を短くし、語尾を明瞭にして文章を区切る（「です」「ます」で終える）

「血圧を測らせていただくので、こちらの椅子に腰かけていただけますか。」
⇒「血圧を測ります。この椅子に座ってください。」

POINT ③ 尊敬語・謙譲語は避けて、丁寧語を用いる（ため口も避ける）

外国人にとって尊敬語・謙譲語はとても難解なので、外しましょう
「です・ます」の形は最初に教科書に出てくる基本形です

「ご記入ください」⇒「書いてください」
「これはあぶないよ」⇒「これはあぶないです」

POINT ④ 単語の頭に「お」をつけない（可能な範囲で）

「お薬」「お会計」⇒「薬」「会計」

POINT ⑤ 漢語よりも和語を使う

漢語は専門用語などによく使われますが、聞いただけ（音だけ）では意味が伝わらないものが多いです
その場合、次のような対応が考えられます

A. 置き換える：日常用語に置き換えられるもの

「明日は8時に集合してください」⇒「明日は8時に 集まって ください」
「この作業は4時に 終了します」⇒「この 作業は 4時に 終わります」

B. 説明を加える：理解度が低く説明が必要な用語

C. 意図的に使う（解説付き）：現場でよく使う大事な用語

研磨（磨く）、裁断（切る）、確認（確かめる）

POINT ⑥ 外来語を多用しない

外国人には外来語の理解が難しく、英語起源の外来語であっても伝わるとは限りません（そもそも英語はあまり伝わりません）

POINT ⑦ 言葉を言い換えて選択肢を増やす

「測定します」⇒「測ります、調べます」

POINT ⑧ ゼスチャーや実物提示

操作盤などは指差して説明、工具などは実物を見せる

POINT ⑨ オノマトペ（擬音語・擬態語）は使わない

「ふわふわ」「どンドン」「ガシャン」「サッと」「ガンガン」⇒なるべく使わない

POINT ⑩ 相手の日本語の力が高い場合は「やさしい日本語」をやめる

⇒状況に合わせてスイッチを切る

在留支援のための やさしい日本語ガイドライン

2020年8月



出入国在留管理庁
文化庁

在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン
（出入国在留管理庁・文化庁）



「やさしい日本語」は日本人が学習するものです。
「やさしい日本語」の動画教材は
「Youtube やさしい日本語」
で検索すると多くの教材がヒットします。
是非お試しください。

やさしい日本語 「ハ・サ・ミの法則」

東京外国語大学の荒川洋平教授が提唱するやさしい日本語への言い換えのコツ、「はっきり言う」「最後まで言う」「短く言う」の頭文字をとったものです。

「はっきり言う」は、ハキハキとした発音で内容を明確に伝えること

「最後まで言う」は、文末までしっかりと言葉にすること

（例）「今ちょっと忙しいので」は、「ので」の後に言いたいことが隠されています。忙しいので具体的にどうしてほしいのかを省略せずに、言葉の最後まで言い切りましょう。

「短く言う」は、長い文章を短く区切り、単文にして話すこと

YouTube にある「桂かい枝 入門・やさしい日本語『ハサミの法則』」も楽しく学べるツールとして参考になります。これを作成した吉開章氏からお聞きしたところでは、外国の方がこの落語を聞いて笑い、それを見ていた日本の方が「外国人にも落語がわかるのだ」といって喜ばれたとのこと。共通の話題がコミュニケーションを広げた良い例だと思います。

<https://www.youtube.com/watch?v=d2bFW6jKOPM>

日本語による安全衛生教育の実施に当たって ～文化の違いを知る～

海外人材の活用に頭を悩ませている企業の多くは、日本社会特有の“あうんの呼吸”に依存している傾向が強い。「いちいち言わなくてもそれくらい自分で考える」という風土・体制の中では、異なった文化的背景を持ち日本語に対してハンディキャップがある海外人材に厳しすぎる。

近頃は国内のコンビニや飲食店でも大勢の海外人材の活用が見られる。なぜ製造作業に比べてイレギュラーな対応が多い接客業務に彼ら/彼女らがそれなりに従事できるのか？その答えは、業務標準の装備度と教育の仕方にあると考える。

フランチャイズによる多店舗経営をしている流通・飲食業では、元々アルバイト従業員に向けた業務のマニュアルが細かく整えられている所が多く、そのマニュアルを用いた教育の仕方もほぼ決められている。つまり製造業も例外ではなく、標準の装備とそれを用いた教育をしっかりと行っていくことが鉄則である。

海外人材を活かすためのモチベーション向上 従業員のモチベーションは、生産性と品質に大きな影響を及ぼし、企業・事業の採算性や市場競争力に直結する。しかしながら、海外人材を粗末に扱い、それがモチベーションの低下につながっているケースが多く見られる。海外人材の活用が上手く行っていない企業では、国内で受け入れた海外人材についても、海外現地法人のローカル人材についても、「言われたことだけやればいい」、「機械化できない単純作業を押し付ける」といった考えを持った経営層やマネージャーが多いかもしれない。彼ら/彼女らはロボットの代わりでもないし単純作業しかできない訳でもない。上手く動機付けできれば、予想以上の活躍をしてくれるはずだ。実際、出身国で高等・専門教育を受けてきた人材も多いし、バイリンガルやマルチリンガルも多数存在する。モラルや意欲の低下した一部の日本人より、よっぽど戦力になるという声も多く聞いてきた。モチベーションの源泉は人それぞれだが、日本人と海外人材を比較した場合に大きく感じるのは、“稼ぎ”に対する貪欲さである。日本も近年は格差が拡大してきたと言われているが、北欧諸国などの一部を除き、どの国も日本以上に格差が大きいのが普通である。海外人材の出身国では学歴やポジションは収入に大きく影響する。だから収入アップに直結する自身のスキルアップには貪欲な姿勢を示す。

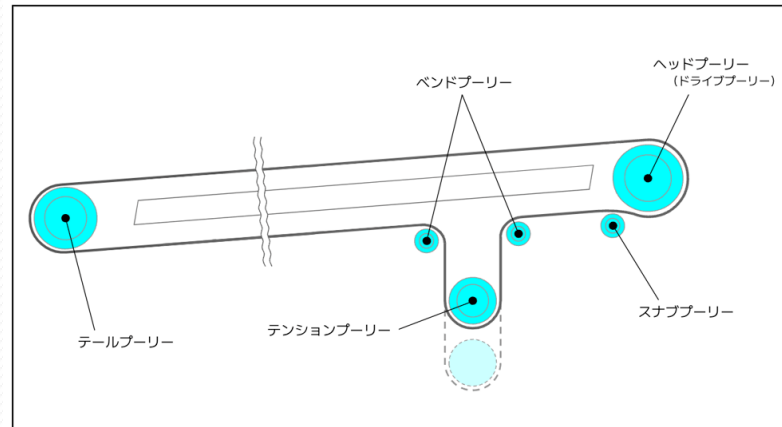
3.外国人労働者に係る災害事例

【災害発生状況】

工場内仕上げ室で、仕上げ業務終了後のコンベア清掃作業中、電源を切らないまま、作業を行ったことから、コンベアのローラー部分に右腕を挟まれ、受傷したもの。

受信の結果右尺骨骨折と診断され約2ヶ月の休業となる見込み。

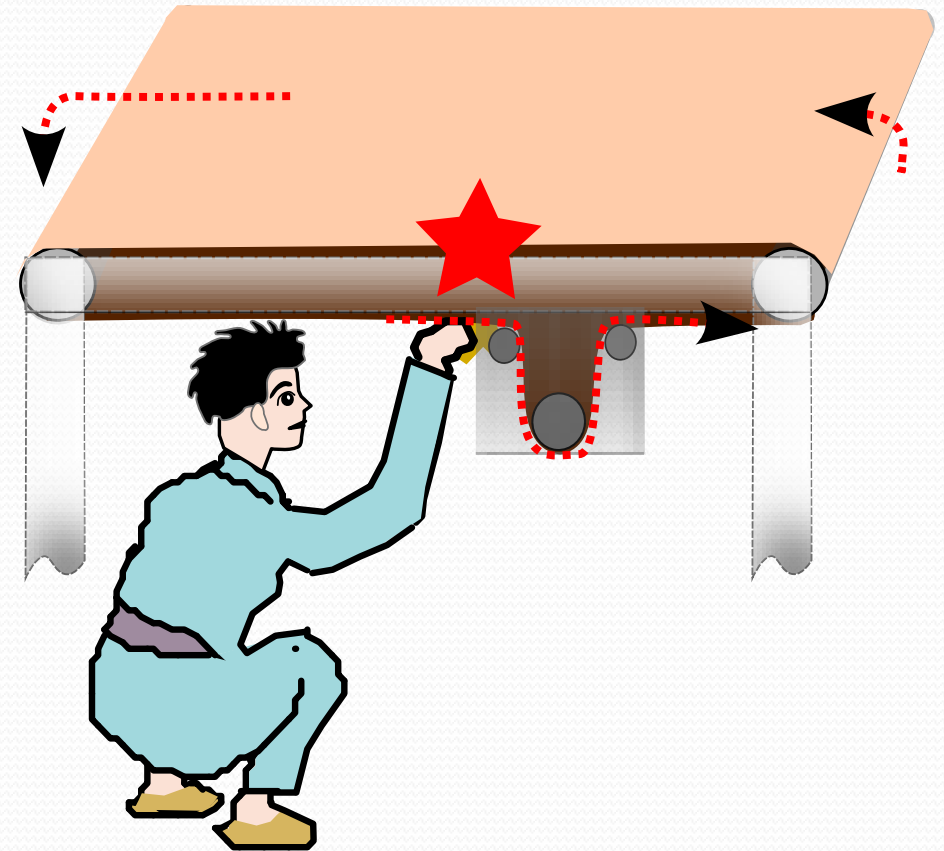
国	籍	【ベトナム】
在留資格		【特定技能】
経験期間		【5か月】
起因物		【コンベア】



【発生原因～推定～】

死傷病報告の図から上図のようなテンションプーリー機構のベルトコンベアと思われる。テンションプーリーはベルト内側にあるが、バンドプーリーはベルト外側にあり、災害時はコンベアを稼働させながらバンドプーリーをタオル等で清掃していたものと思われる。テンションプーリー部の両端はカバーがあったと推測され、コンベア下側に潜り込んでの作業と思われる。

本災害は、電源を切り忘れたというよりは、意図的に電源を入れてプーリーを回し、その回転を利用して清掃を行っていたと思われる。



【災害発生状況】

菓子生産室において、包餡機で製造をしていたところ、機械から出てくる生地が右に片寄ってしまったため中央にまっすぐ直そうと抽出口とシャッターの間に左手を入れた際に、可動していたシャッターに挟まれ怪我を負った

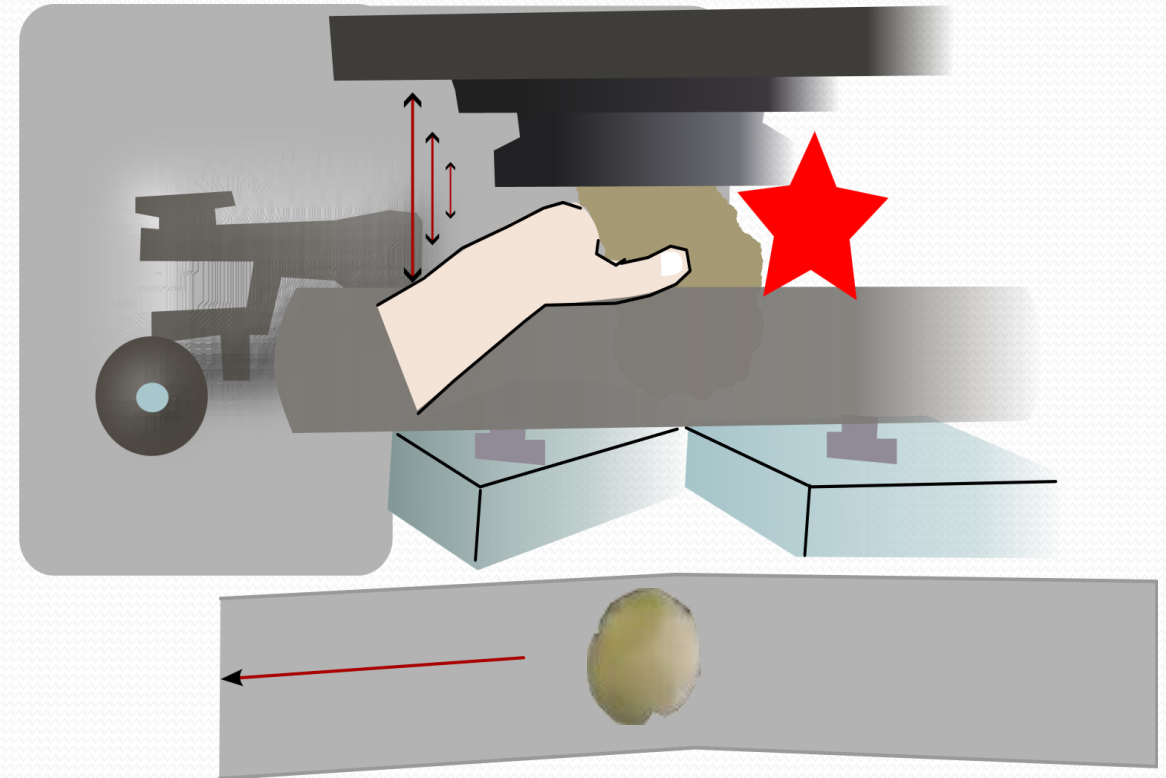
国 籍	【中国】
在留資格	【技能】
経験期間	【7年】
起 因 物	【食品加工用機械】

【発生原因～推定～】

抽出口から生地の中に餡が包まれた形で材料が出てきて、リングと一体となったシャッターで当該材料をカットして、コンベアに流す。

シャッターは抽出口とコンベアの間を上下運動しており、偏りを直すために手を伸ばすとすると通常材料の方になるのではないかと思いますこのイラスト図にした。ただ、もしかすると少し構造の違う機械かもしれない、直接材料をカットするシャッター羽に手を伸ばしたのかもしれない。

本災害は、通常作業時のちょっとした不具合を直す際に起きており、ゆっくりした動作等のため機械を止めずに行ったことが原因となった災害と思われる。通常作業時における災害の典型。

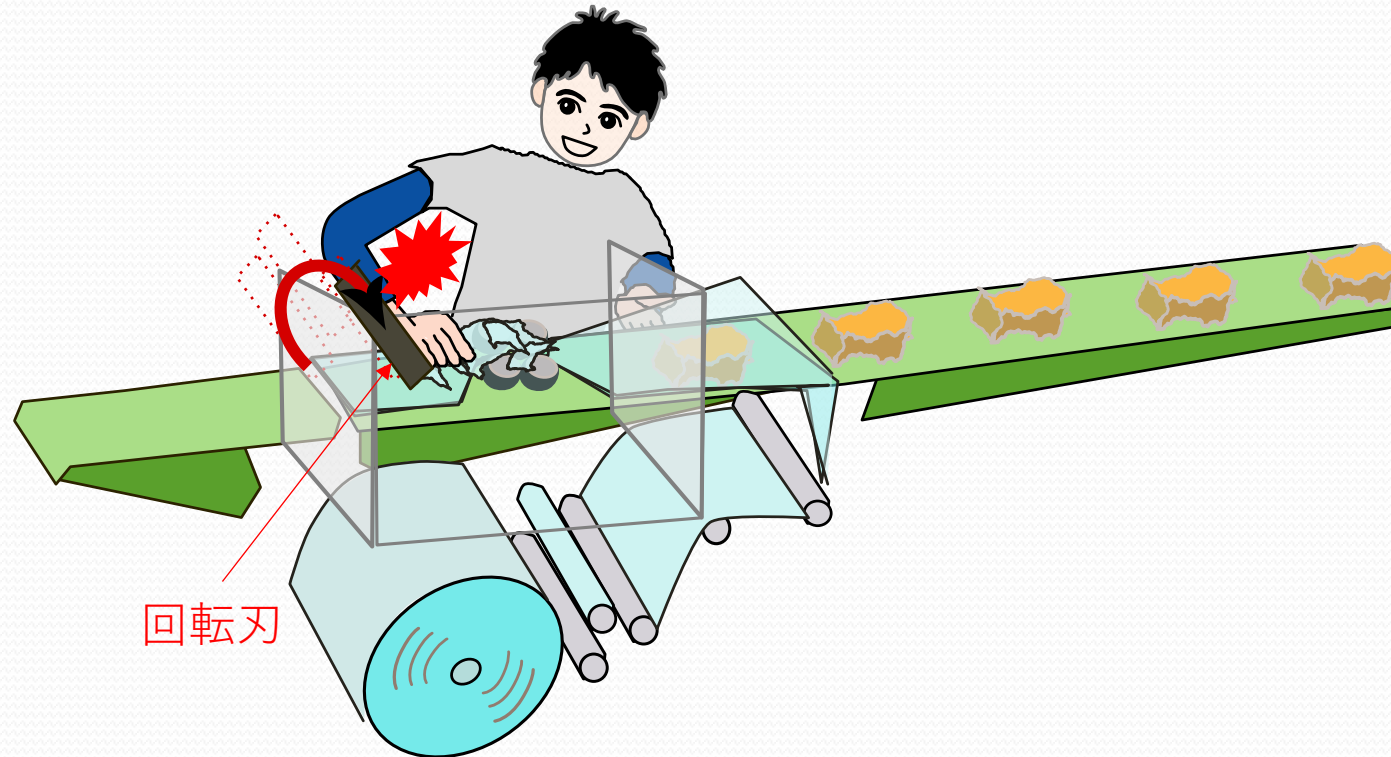


【災害発生状況】

本社工場内の逆ピロー包装機（お菓子を個包装する機械）の原料を詰める場所でフィルムとお菓子が機械内で詰まって為に直そうとしたときに機械停止ボタンを押した後、回転刃が定位置まで回ってから止まる前に右手で詰まったフィルムを右に引っ張った際に本人の不注意により回転刃に薬指をはさまれた。

国 籍
在留資格
経験期間
起 因 物

【ベトナム人】
【特定技能1号】
【6か月】
【食品加工機械】



外国人労働者に特有の事情を考慮した再発防止対策の検討

雇入れ時教育・作業内容変更時教育（安衛法59条1項、2項
安衛則35条）を行うにあたっては、

- ① 汎用のテキストを用いるだけでなく、実際に使用する
機械器具についてどのような危険性があるか具体的に教
えるとともに必ず理解度を確認すること。
- ② 作業に習熟する間、トラブルが発生した場合には作業を
中止し
 機械を止める
 上司を呼ぶ
 指示を待つ
 ことを徹底すること。
- ③ 同様のトラブルが発生した際に「止める」「呼ぶ」「待つ」
の動作ができた際には、基本動作を理解したことをほめる
こと。

作業を指示する際にはミスコミュニケーションを避けるため、指示は具体的に行うとともに指示の内容を復唱させるなどにより理解が十分か
否か確認すること。特に日本語が未習熟、経験期間が短い労働者について徹底する必要があります。

参考 雇入れ時・作業内容変更時の教育すべき事項

教育事項	
1	機械等、原材料等の危険性または有害性及びこれらの取扱方法に 関 すること
2	安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能及びこれらの取扱方法に 関 すること
3	作業手順に 関 すること
4	作業開始時の点検に 関 すること
5	当該業務に 関 して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に 関 すること
6	整理、整頓及び清潔の保持に 関 すること
7	事故時等における応急措置及び退避に 関 すること
8	上記に掲げるもののほか、当該業務に 関 する安全または衛生のために必要な事項

4. 日常の安全衛生活動

外国人労働者に「危険予知訓練（KYT）」や「ヒヤリハット活動」は無理だ、と思っていますか？

- 日本語に未習熟で、活動の内容や方法を理解できない
- 母国の安全水準がそこまで達していない
- 理解させるまでに手間や時間がかかる
- その他

「無理」「無駄」と思う前に、見方を変えてみませんか！

- 母国での同種作業の経験の有無は？
- 母国での災害防止対策は？
- 対象となる外国人労働者の危険感受性のレベルは？
- 作業手順（マニュアル）はどこまで理解できている？

相手の技量を知れば、おのずと必要な対策が見えてくる！

⇒ コミュニケーションを重ねることによりスキルアップを図ることが大切

⇒ 少しでも意味を理解して、意図する回答をしたら、必ずそれを認めてほめること
（モチベーションの維持・向上に極めて有効）

5.健康管理の注意点

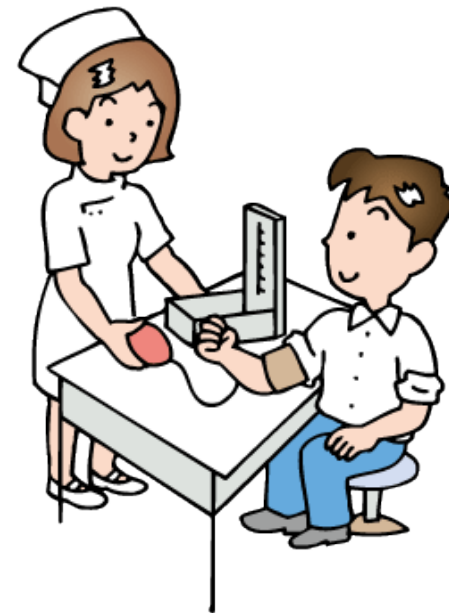
外国人労働者の健康管理にあたっての予備知識

宗教上の特有の習慣やタブーに気を付けましょう

それぞれの宗教でタブーとされていることがあります。こちら が気づかずに対象者が不快に感じることをしないように、心を配 りましょう。

例えば、ヒンズー教やイスラム教では、左手は生来不浄の手とされ、どれほどきれいに洗っても不浄性は消えません。物を差し出すときには右手を使いましょう。また、人間の頭は、宗教によっては神や仏が宿る、国によっては精霊が宿ると考えられているため、ベトナム、タイ、インド、ネパール等々の国の人に対しては、子どもの頭を撫でるなどの行為は避けましょう。

イスラム教では、女性は身内以外の男性に肌を見せないように、顔と手足の先以外を覆った服装を着用しています。現地では原則は女性の患者には女性の医療従事者が対応するため、〔健康診断に当たっては、〕可能であれば女性スタッフを手配できるとよいでしょう。無理な場合には本人にその旨 を伝えて相談しましょう。夫または保護者に許可を取らねばならない場合もあります。その他、いろいろ分からない時には、対象者に尋ねてください。



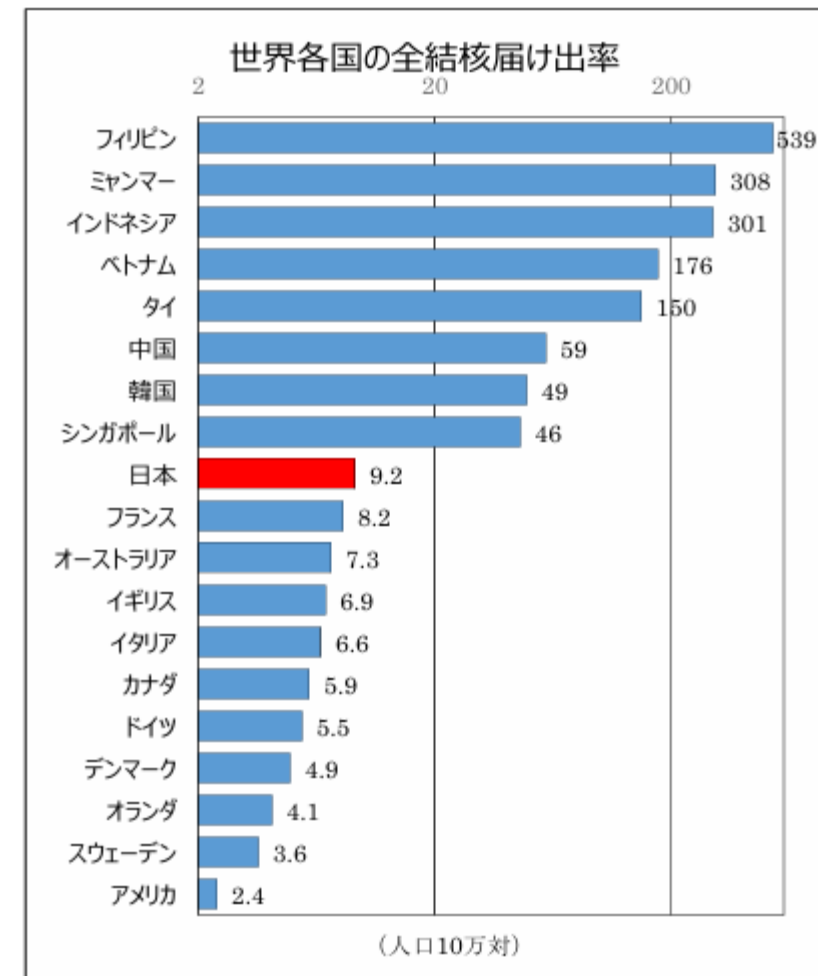
外国人労働者における雇入れ時の健康診断の重要性

- 来日前に母国で受診した検査結果を提出
 - ⇒ 検査項目に不足がないか確認
- 結核検診（胸部エックス線検査）は必須
 - ⇒ 検査が陽性になった場合に備え、必要な知識を得ておくこと
- 母国の他の感染症についても留意
 - ⇒ 蚊が媒体：デング熱、マラリアなど
 - ⇒ 食べ物・水：コレラ、腸チフス、A・E型肝炎など

外国生まれの結核患者の出生国（2018 年）

	フィリピン	ベトナム	中 国	インドネシア	ネパール	ミャンマー
出生国割合	20.4%	17.3%	16.4%	10.3%	10.2%	6.1%
日本における患者数	340 人	289 人	274 人	171 人	170 人	101 人

資料出所：「入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン」（出入国在留管理庁・外務省・厚生労働省、令和2年3月26日付け）



2022.7 現在

日本の数値は「結核の統計 2022」、諸外国は WHO's Global TB report 2021 をそれぞれ引用

外国人労働者に対するストレスチェックは必須！

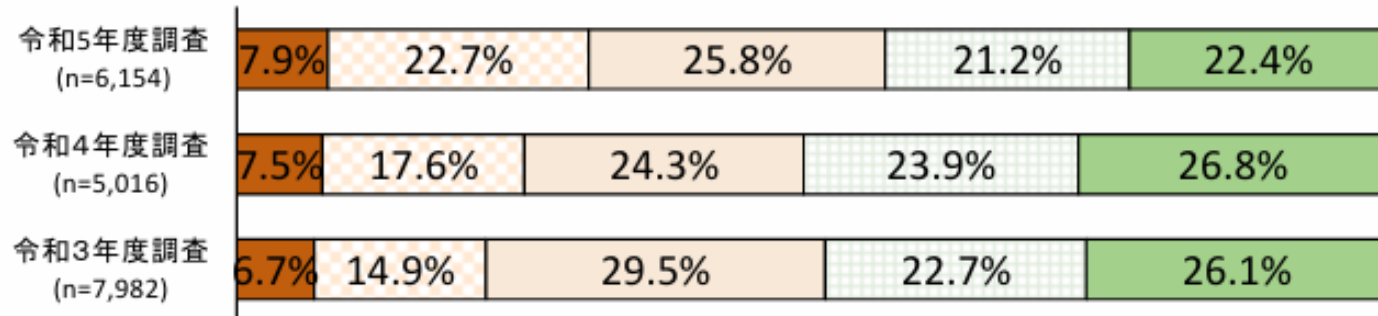
外国人のこころの問題：異文化ストレス

- 1) 異文化、異言語の中での葛藤や混乱
- 2) 異なる習慣や生活様式からくる不適応
- 3) 対人コミュニケーションにおける葛藤
- 4) コミュニケーション不足による職場でのストレス
- 5) 失業や経済的悩み
- 6) 親子間のコミュニケーションギャップ
- 7) 学校における子どもの悩み
- 8) 家族の病気に対する悩み
- 9) 母国に残してきた家族の心配
- 10) 将来に対する悩み

出典：阿部裕「多文化精神医療」ラゲーナ出版（2019）

孤独の状況（あなたはどの程度、孤独であると感じますか）

■しばしば・常にある □ときどきある □たまにある □ほとんどない ■全くない



参考：「令和4年人々のつながりに関する基礎調査」（内閣官房）の調査結果

■しばしばある・常にある ■時々ある ■たまにある □ほとんどない ■決してない □無回答



令和5年度 在留外国人に対する基礎調査 出入国在留管理庁

外国人労働者の精神疾患に対する症状の訴え方は様々

心の病気の症状は、文化背景や民族によって表現が大きく異なります。

例えば、こころが「うつ」とあるという表現ができるのは欧米文化圏の特徴であり、「気持ちが落ち込む」とストレートに訴えることもあります。アジアやアフリカ圏では「うつ」に当たる言葉がない言語圏もあります。

自分がうつ病であっても何で苦しいのかが分かっていない、あるいは表現できない人もいます。そのためアジア・アフリカ系民族では、「頭が痛い」「喉がつまる」「胸が痛い」「腹が痛い」「手が震える」など身体症状として表現することが多い傾向があります。身体的な訴えの他に、「眠れない」「食欲がない」などの症状がないかも確認しましょう。

また、イスラムの文化では自分がうつであることは弱い自分を認めることとして容認されないこともあります。同様に PTSD についても、トラウマの概念を持たない民族や、トラウマを持つことを恥と思う人々もいることを念頭に置いておきましょう。

症状の程度の表現も異なります。例えば、我慢強く遠慮しがちな日本人のように症状を過小に表現する傾向がある民族もいれば、欧米圏の人のように感情表現が豊かで周囲が強く心配したと思ったら、求める支援につながった途端に症状がなかったかのように振る舞う民族もいます。



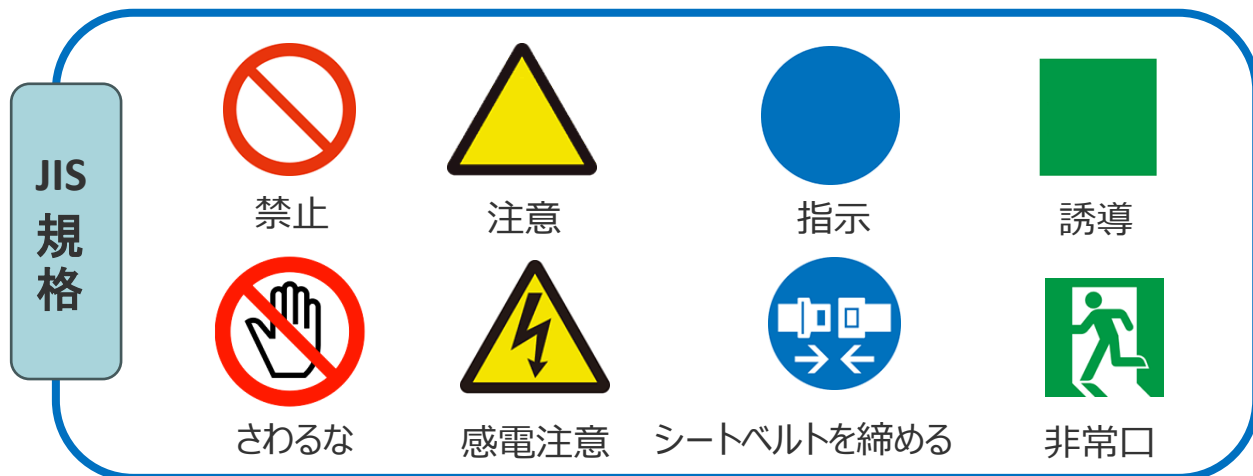
6. 視覚的な表現方法による「安全表示」

ピクトグラムについて

ピクトグラムのようなサインやマークは言語の壁や事前の学習、特別な知識がなくても理解することができ、外国人労働者に視覚によるだけで立入禁止箇所や頭上・足元などへの注意喚起、禁煙場所や休憩場所などを伝達するために非常に有効な手法です。

しかし、ピクトグラム（絵文字）は人によって受け止め方に差があり、生活様式や習慣などの違いによってもその差が増幅されることもありますので、その作業に就く外国人労働者がどのように受け止めたかを確認する必要があります。また、操作方法などは一目で表示することはできないなど、限界があることを念頭に、その活用を考えていく必要があります。

このようなことから、標識等を掲示する際は「対象となる機械装置等」を明確にし、「どのような行為・行動」を禁止等するのかが一目でわかる必要があり、掲示場所にも留意する必要がありますし、機械装置等のどの部分かを明らかにするため、場合によってその機械装置の写真などを合わせて掲示し、どの部分かを明示することも必要でしょう。



建災防統一安全標識の例（外国語標示）

立入禁止



Do Not Enter
禁止入内
CẤM VÀO
Dilarang! Masuk
BAWAL PUMASOK

火気厳禁



Danger: No Open Flame
严禁烟火
CẤM LỬA
Dilarang! Menggunakan Api
MAPANGANIB: BAWAL ANG APOY

足もと注意



Watch Your Step
注意脚下
CHÚ Ý DƯỚI CHÂN
Awat! Bawah Kaki
INGATAN ANG HAKBANG!

墜落注意



Danger: Falling Hazard
当心坠落
CHÚ Ý RƠI NGÃ
Awat! Terpeleset Jatuh
MAPANGANIB: MAY MAAARING BUMAGSAK

開口部注意



Danger: Opening in Floor
当心开口处
CHÚ Ý LỖ MỜ
Awat! Ada Lubang
MAPANGANIB: MAY BUTAS SA SAHIG

有機溶剤使用中



Organic Solvent in Use
正在使用有机溶剂
ĐANG SỬ DỤNG DUNG MÔI HỮU CƠ
Sedang Menggunakan Larutan Organik!
MAY GINAGAMIT NA ORGANIC SOLVENT

保護帽着用



Wear Helmet
必須戴安全帽
ĐỘI MŨ BẢO HỘ
Gunakan Topi Pelindung
MAGSUOT NG HELMET

安全帯使用



Wear Safety Belt
必須系安全带
SỬ DỤNG DÂY AN TOÀN
Gunakan Sabuk Pengaman
MAGSUOT NG SINTURONG PANGKALIGTASAN

整理整頓



Keep Tidy
整理整頓
VỆ SINH SẠCH SẼ
Rapiakan! Dengan Teratur
PANATILIHING MASINOP

安全通路



Safe Passageway
安全通道
LỐI ĐI AN TOÀN
Jalur Keamanan
LIGTAS NA DAANAN

昇降階段



Staircase
上下楼梯
CẦU THANG BỘ
Tangga Naik Turun
HAGDANAN

消火器



Fire Extinguisher
灭火器
BÌNH CHỮA CHÁY
Alat Pemadam Kebakaran
PANG-APULA NG APOY

新たな「安全表示」の開発について

厚生労働省委託事業「外国人労働者における労働災害防止対策推進のための広報事業」に示された「外国人労働者による労働災害防止のためのイラスト等及び注意喚起文等の開発」に基づき、新たな安全表示を開発中です。

成果物は、完成後、厚生労働省のホームページで公開されます。

令和6年度 外国人労働者による労働災害防止のためのイラスト等及び注意喚起文等の開発に係る有識者検討会委員

構 成 員

労働安全・衛生コンサルタント

労働安全衛生総合研究所

(一社) 日本標識工業会

(一社) 日本パン工業会

(一社) 日本惣菜協会

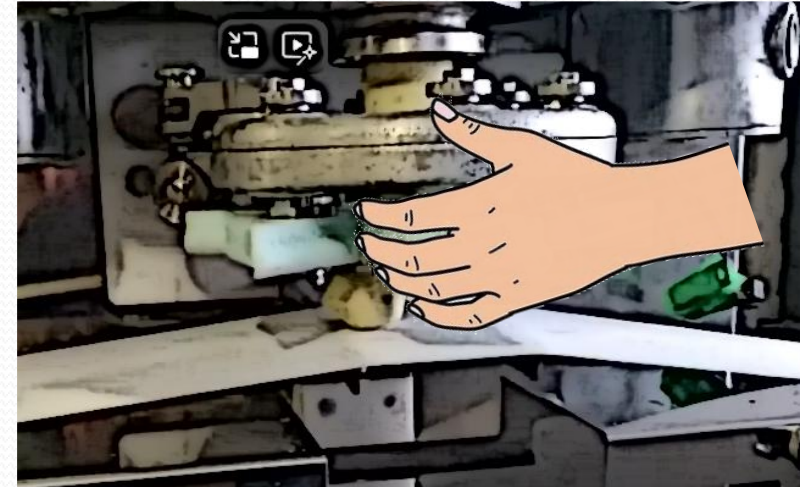
労働安全・衛生コンサルタント

聖心女子大学 日本語日本文学科 教授

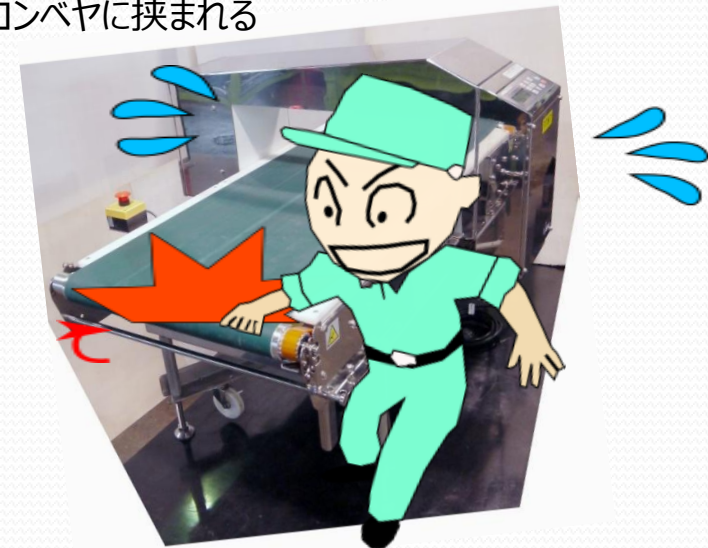
(一財) 日本国際協力センター

開発中の「安全表示」のラフスケッチ

包餡機に挟まれる



コンベヤに挟まれる



7.参考情報

地方自治体における多文化共生の取組

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日 閣議決定）では事業主の責務として「日本語教育推進法に基づき、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対し、職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めること」とされ、国は地方自治体などを介して「事業主等がその雇用する外国人等に対して職務に関連した専門的な知識・技能を習得するための職業訓練として専門的な日本語の習得を実施する場合の支援を行う。」としています。

このようなことから都道府県のみならず市区町村においても「日本語学校」の運営・支援の関して様々な施策を講じています。会社が所在する自治体がどのような取組をしているか、自社の外国人労働者も利用できる「日本語教室」などの施策があるか担当部署に聞いてみることをお勧めします。

全国の自治体の多文化共生担当課一覧。

都道府県等	課 名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	都道府県等	課 名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
北海道	国際課	060-8588	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-204-5114	011-232-4303	岩手県	国際室	020-8570	盛岡市内丸 10-1	019-629-5764	019-629-5452
青森県	誘客交流課（※国際交流に係るものを担当）	030-8570	青森市長島 1-1-1	017-734-9218	017-734-8126	宮城県	経済商工観光部国際政策課	980-8570	仙台市青葉区本町 3-8-1	022-211-2972	022-268-4639
						秋田県	国際課	010-8570	秋田市山王 4-1-1 本庁舎 2 階	018-860-1218	018-860-3874

都道府県等	課 名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
山形県	インバウンド・国際 交流推進課国際交流室	990-8570	山形市松波 2-8-1	023-630-2123	023-630-2092
福島県	国際課	960-8670	福島市杉妻町 2-16	024-521-7182	024-521-7919
茨城県	県民生活環境部女性活躍・県民協働課	310-8555	水戸市笠原町 978-6	029-301-2174	029-301-2190
栃木県	国際課	320-8501	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-2163	028-623-2199
群馬県	ぐんま暮らし・外国 人活躍推進課	371-8570	前橋市大手町 1-1-1	027-226-3394	027-243-3110
埼玉県	国際課	330-9301	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-2717	048-830-4748
千葉県	国際課	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2436	043-224-2631
東京都	生活文化局都民生活部地域活動推進課多文化共生推進担当	163-8001	新宿区西新宿 2-8-1	03-5320-7738	03-5388-1331
神奈川県	国際課	231-8588	横浜市中区日本大通 1	045-285-0543	045-212-2753
新潟県	国際課	950-8570	新潟市中央区新光町 4-1	025-280-5962	025-280-5126
富山県	国際課	930-8501	富山市新総曲輪 1-7	076-444-3156	076-444-9612
石川県	国際交流課	920-8580	金沢市鞍月 1-1	076-225-1381	076-225-1383
福井県	国際経済課 国際交流・多文化共生グループ	910-8580	福井市大手 3-17-1 4 階	0776-20-0752	0776-20-0652
山梨県	国際戦略グループ	400-8501	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1539	055-223-1516
長野県	県民文化部文化政策課多文化共生・パスポート室	380-8570	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7173	026-232-1644
岐阜県 (岐阜市)	ぎふ魅力づくり推進 部国際課	500-8076	岐阜市司町 40-5 (みんなの森メディアコスモス 1 階)	058-214-6125	058-265-4121
静岡県	多文化共生課	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-3310	054-221-2642
愛知県	社会活動推進課多文化共生推進室	460-8501	名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6138	052-971-8736
三重県	ダイバーシティ社会 推進課	514-0009	津市羽所町 700 アスト津 3 階	059-222-5974	059-222-5984
滋賀県	国際課	520-8577	大津市京町 4-1-1	077-528-3063	077-521-5030

都道府県等	課 名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
京都府 (京都市)	国際交流・共生推進室	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488	075-222-3072	075-222-3055
大阪府	府民文化部都市魅力創造局国際課	559-8555	大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 (さきしまコスモタワー) 37 階	06-6210-9309	06-6210-9316
兵庫県	国際交流課	650-8567	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-3025	078-362-3961
奈良県	国際課	630-8501	奈良市登大路町 30	0742-27-8477	0742-22-1260
和歌山県	国際課	640-8585	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2055	073-433-1192
鳥取県	交流推進課	680-8570	鳥取市東町 1-220	0857-26-7030	0857-26-2164
島根県	文化国際課	690-8501	松江市殿町 1	0852-22-6470	0852-22-6412
岡山県	国際課	700-8570	岡山市北区内山下 2-4-6	086-226-7284	086-223-3615
広島県	国際課	730-8511	広島市中区基町 10-52	082-513-2359	082-228-1614
山口県	国際課	753-8501	山口市滝町 1-1	083-933-2340	083-933-2358
徳島県	ダイバーシティ推進 課	770-8570	徳島市万代町 1-1	088-621-2129	088-621-2978
香川県	総務部知事公室国際課	760-8570	高松市番町 4-1-10	087-832-3027	087-837-5903
愛媛県	観光国際課	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-912-2312	089-921-5931
高知県	国際交流課	780-8570	高知市丸ノ内 2-1-10	088-823-9605	088-823-9296
福岡県	国際政策課	812-8577	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3201	092-643-3224
佐賀県	国際課 (多文化共生)	840-0826	佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7328	0952-25-7084
長崎県 (長崎市)	国際課	850-8685	長崎市桜町 2-22	095-829-1113	095-828-8928
熊本県	観光交流政策課	862-8570	熊本市中央区水前寺 6-18-1	096-333-2754	096-381-3343
大分県	国際政策課	870-8501	大分市大手町 3-1-1	097-506-2043	097-506-1723
宮崎県	オールみやざき営業 課	880-8501	宮崎市橘通東 2-10-1	0985-44-2623	0985-26-7327
鹿児島県	国際交流課	890-8577	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2217	099-286-5522
沖縄県	交流推進課	900-8570	那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2479	098-866-2960